

慶應義塾大学全塾協議会監査規則

第1章 総則

第1条 (目的)

全塾協議会監査規則は、慶應義塾大学全塾協議会（以下全塾協議会）による監査を適正かつ円滑に行い、塾生の福利厚生の維持と学生団体の自治を全うしつつ、厳正な審査によって不正行為の予防及び解決を図ることを目的とする。

第2条 (定義)

この監査規則における監査とは、全塾協議会が、それを構成する塾生代表、所属団体及び事務局（以下所属団体等）の事業内容及び資金運用の状況を検査し、明らかにすることを指す。

第3条 (適用)

この監査規則は、所属団体等がその活動目的のために行う全ての業務に適用される。

第2章 監査

第4条 (通常監査)

監査は、上部団体による一次監査と、全塾協議会事務局による二次監査にて行われる。

第5条 (特別監査)

前条の外、全塾協議会は所属団体等の活動に不正行為があると思案する場合、監査人を指定して特別監査を行うことができる。

第6条 (監査人)

- ① 一次監査人は上部団体のうち、被監査団体以外の団体から全塾協議会事務局長が選任する。
- ② 二次監査人は、全塾協議会事務局長が担う。
- ③ 特別監査人は、全塾協議会の議決により選任される。

第7条 (監査人の権限)

- ① 監査人は、必要に応じて実地の監査をすることができる。
- ② 監査人は、監査上の必要により監査を受ける物、帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出を求めることができる。
- ③ 監査人は関係者に質問し若しくは出頭を求めることができる。
- ④ 監査人の権限において監査を受けるものは、正当な事由がある場合を除きその要

請に応じなければならない。

第8条（監査人の義務）

監査人は、全塾協議会によって定められた監査基準に沿って監査を正しく行い、当該監査の結果を書面にて作成し、速やかに全塾協議会に報告しなければならない。

第9条（監査の範囲）

通常監査において、監査人による監査を必要とするものは左の通りである。

- （1）財務会計規則第28条に定める決算書類
- （2）被監査団体が前号の決算を行うために作成した全ての出金伝票
- （3）被監査団体から交付金を受けた団体が作成した決算書類
- （4）その他、監査人が監査のために特に必要であると認めたもの

第3章 不正行為

第10条（背任行為）

所属団体等の役員及び内部監査人は、自己若しくは第三者のために又はそれが所属する団体に損害を加える目的で、その任務に背く行為をしてはならない。

第11条（登記申告義務違反）

所属団体等は、全塾協議会が登記すべきと定めた事項について、正当な事由なく申告せず、又は虚偽の申告をしてはならない。

第12条（文書及び図面の偽造）

- ① 所属団体等は権利、義務若しくは事実証明に関する文書又は図面を偽造してはならない。
- ② 前項の文書又は図面が既存する場合、これを行使してはならない。

第13条（横領）

所属団体等の役員はそれが所属する団体の資金又は物品を横領してはならない。

第14条（活動資金の流用）

- ① 私的な目的のために、活動資金を使用してはならない。
- ② 営利目的事業に活動資金を流用してはならない。

第15条（証拠隠滅）

第9条に定めたものを故意に隠蔽、改竄又は毀損してはならない。

第16条（偽証）

監査人若しくは全塾協議会から召喚を受けた者は、故意に事実と異なる証言をしてはならない。

第17条（処分違反）

所属団体等は、処分規則の規定による処分に反してはならない。

第18条（監査人の不正）

監査人は、情報の隠匿、改竄又は漏洩をしてはならない。

附則

第19条（改廃）

この監査規則の改廃は、全塾協議会の決議による。

第20条（施行）

この監査規則は、塾生代表が成立した日からこれを施行する。

改正者 二〇一二年度慶應義塾大学全塾協議会
事務局長 伊藤 涼太

以上の全塾協議会監査規則改正を承認する。

二〇一二年二月十六日

慶應義塾大学全塾協議会
慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会
委員長 印南 まどか
慶應義塾大学体育会本部
主幹 簗島 大記
慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会
委員長 久保 友人
慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会
委員長 糸田 朋来
慶應義塾大学四谷自治会

会長 胡谷 俊樹
慶應義塾大学芝学友会
会長 伊藤 大祐
慶應義塾大学福利厚生機関本部
代表 齊藤 潤

改正者 二〇一六年度慶應義塾大学全塾協議会
事務局長 高井 康佑

以上の全塾協議会監査規則改正を承認する。

二〇一六年十月二十五日

慶應義塾大学全塾協議会
慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会
委員長 宮本 光一郎
慶應義塾大学体育会本部
主幹樋口 貴仁
慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会
委員長 大庭 集平
慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会
委員長 八木 洋樹
慶應義塾大学四谷自治会
会長 友岡 領
慶應義塾大学芝学友会
会長 中込 愛
慶應義塾大学福利厚生機関本部
代表 廣谷 正